

議案第 6 7 号

向日市地域福祉基金条例の廃止について

向日市地域福祉基金条例を廃止する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 8 月 2 9 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市地域福祉基金条例を廃止する条例

向日市地域福祉基金条例(平成4年条例第3号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〈参 考〉

向日市地域福祉基金条例

(設置目的)

第1条 本市における高齢者福祉及び地域福祉の向上・推進を図る事業の資金に充てるため、向日市地域福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的のための寄付金及び一般会計の歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、高齢者福祉及び地域福祉の推進に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（沙）

この条例は、公布の日から施行する。